

危険物と国際化

上原 陽一

(横浜国立大学教授)

(船舶火災対策調査研究委員会委員長)

恒例の消防出初式が今年も各地で盛大に行われ、自分達を守ってくれる新鋭機器の性能と、よく訓練された職員に満足して、市民達は帰途に着いたことだろう。この地域性の強い消防が、実は国際的な場で活躍していることを知る人はまだ少ない。最近ではバングラデシュの高潮による被害救助に、ヘリコプターをもって出勤し、地元から大いに感謝されたことが記憶に新しい。その他海外からの研修生の受け入れ、現地での職員の教育・訓練、あるいは技術的援助など、消防が身をもって国際化を実現しているのは非常に心強い。

この国際化の動きに対して危険物の規制も例外ではなかった。昭和23年に制定され、自主独立の体系を守ってきた消防法の危険物関係規則も、40年が経過すると、さすがに色があせたり、綻びたりするのは致し方ない。大改正がはかられ、併せて国際的な整合をはかることと、危険物は試験によって判定することが改正の趣旨とされた。

国際的整合となると、世界の共通理解は国連の危険物運送に関する勧告なので、これを取り入れることになる。国連の危険物分類は、すべての危険物を包含し、クラス1からクラス9までであり、危険性をより広く捉えているが、このうち消防法危険物に関係のある部分を取り入れ、これに伴ってこれまで化学的に見て必ずしも適切に分類されていなかった物質も然るべきところにおさまった。

次は試験法の採用である。これについてはタイミングがよかった。それまで殆ど試験法のなかった国連勧告でも、試験法を採用することとなり、各国の提案について長い議論があった。我が国でも危険物船舶運送規則が既に国際対応を果たしており、運輸省が積極的に試験法の開発に関与し、国連の方法が決まるまで、この成果を暫定的な試験法とした。我が国からも多くの試験法が提案され、私も国連での議論に参加した。その結果いくつかの日本提案が試験法として採用された。

しかし、実際これを消防法に採用するに当たっては当事者の大変な苦勞があった。一つは国連が試験法の内容について十分な吟味なしに決めていること、もう一つは二つの規制の根本的な相違のために、全く新しいものを開発しなければならなかったことである。このため、きめ細かい日本風の対応が入り、試験法の内容はずいぶんと向上した。これによる危険物の分類と等級付けは、技術者に高く評価されている。

問題はこれからである。今回の改正では、国際的な恩恵を蒙ってきた。国際的な規制を取り入れただけでは国際化の半分を達成したに過ぎない。後の半分はこれからの国際的な協力にかかっている。少なくとも、今回の改正に当たって検討したことや、改良したことについては貢献できるはずである。ことのあるときだけ大量に押し掛けるが、普段は誰も関心がないでは嫌われる。少しづつでも絶えず貢献するということが国際化には大切で、今後の対応に大いに期待したい。